（2026年10月1日現在）

納税準備預金規定

1．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」第１条各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、同共通規定の第１条の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2．（預金の目的、預入れ）

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3．（証券類の受入れ）

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4．（振込金の受入れ）

(1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5．（受入証券類の決済、不渡り）

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

6．（預金の払戻し）

(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないものと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については、文書振込扱いにより納付可能な金融機関を通じて納付することができます。文書振込の際は、当金庫所定の振込手数料をいただきます。

(5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

7．（利息）

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）１，000円以上について付利単位を１００円として、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」第１条の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。

(3) 前２項の利率は金利情勢に応じて変更します。

(4) この利息には第２項の場合を除き所得税はかかりません。

8．（納税貯蓄組合法による特例）

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合（しののめ信用金庫窓口納税貯蓄組合を含む）の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

① 納税貯蓄組合預金は、第６条第１項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。

② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第７条第２項の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

9．（解約）

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) この預金の預金者が、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」第１条各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

10．（規定の変更等）

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

しののめ信用金庫